

両立支援制度の概要（介護）

介護休暇	要介護者の介護を行うための休暇（通算6月。3回まで分割可。）（異なる要介護状態になった場合には再取得可）
介護時間	要介護者の介護を行うための休暇（連続3年の間に1日2時間まで）（異なる要介護状態になった場合には再取得可）
短期介護休暇	要介護者の介護を行うための休暇（年5日（要介護者が2人以上の場合は10日））
介護を行う職員のフレックスタイム制	要介護者の介護を行うため、総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること
早出遅出勤務	要介護者の介護を行うため、勤務時間帯を変更すること
深夜勤務の制限	要介護者の介護を行うため、深夜に勤務しないこと
超過勤務の免除	要介護者の介護を行うため、超過勤務しないこと
超過勤務の制限	要介護者の介護を行うため、1月につき24時間、1年につき150時間を超えて超過勤務しないこと
休憩時間の延長	要介護者の介護を行うため、休憩時間を延長すること(休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る)
休憩時間の短縮	要介護者の介護を行うため、休憩時間を短縮すること

介護に関する制度のフローチャート

